請願第２号

主要農作物種子法廃止に関する請願

＜請願要旨＞

日本の農業と国民の食生活を支えるために昭和27年に制定された主要農作物種子法(以下種子法)は、平成30年4月1日に廃止された。

この法律では、主要農作物である米、麦、大豆の優良な種子の安定供給が各都道府県に義務付けられていた。そのためこれまでは、厳密な品質管理の下、農家に優良で安価な種子が供給され、主要農作物の安定的な生産及び普及に国が責任を持つことで、国民は安心安全な食生活を送ることが出来た。

しかし、種子法が廃止されたことにより、国による農家に対する安定的な種子の供給減退による中小農家の撤退、種子の国外流出、巨大多国籍企業による種子の独占とそれにより危惧される種子の多様性の喪失、そして日本国民の食の安全性の損失など、国の食料安全保障が著しく損なわれることが懸念される。

これは、町田市の農業、農家、そして消費者にとっても重大な問題である。また、未来の子孫たちに禍根を残す様なことを我々はしてはならないと思う。種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

上記の理由により地方自治法の規定に従い、下記の様に請願する。

＜請願事項＞

一、東京都に対して日本の種子保全に関する条例を求める意見書を審議、提出していただきたい。
二、衆参両院に、付帯決議を尊重した公共の種子を守るための新たな法律を審議し制定するよう求める意見書を審議、提出していただきたい。